

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止届出事案	… 2
自動車整備事業者の聴聞の実施について	… 7

公 示

14C4号

一般乗合旅客自動車運送事業の廃止に関する届出があったので、道路運送法第38条第3項で準用する同法第15条の2第2項及び道路運送法施行規則第25条第2項で準用する同規則第15条の6の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成26年5月29日

関東運輸局長 又野 己知

1. 届出の内容等

事案の件名	一般乗合旅客自動車運送事業の廃止
事案番号	14C4
届出を行った一般乗合 旅客自動車運送事業者名	有限会社 藤田合同タクシー
対象となる路線	<p>事案番号 14C4-1 栃木県矢板市扇町1丁目1番地1から 栃木県矢板市扇町1丁目1番地1まで 0.08キロ</p> <p>事案番号 14C4-2 栃木県矢板市扇町1丁目1番地1から 栃木県矢板市扇町1丁目1279-15まで 0.6キロ</p> <p>事案番号 14C4-3 栃木県矢板市扇町1丁目1279-15から 栃木県矢板市本町921まで 0.3キロ</p> <p>事案番号 14C4-4 栃木県矢板市本町921から 栃木県矢板市幸岡1718-5まで 2.7キロ</p> <p>事案番号 14C4-5 栃木県矢板市幸岡1718-5から 栃木県矢板市字広田60-1まで 1.15キロ</p> <p>事案番号 14C4-6 栃木県矢板市幸岡1718-5から 栃木県矢板市倉掛279-1まで 4.9キロ</p> <p>事案番号 14C4-7 栃木県矢板市倉掛279-1から 栃木県塩谷郡塩谷町田所1191-11まで 2.5キロ</p> <p>事案番号 14C4-8 栃木県塩谷郡塩谷町田所1191-11から 栃木県塩谷郡塩谷町玉生745-2まで 1.742キロ</p>

事案番号 14C4-9

栃木県塩谷郡塩谷町玉生745-2から
栃木県塩谷郡塩谷町玉生615-1まで
1. 1キロ

事案番号 14C4-10

栃木県塩谷郡塩谷町玉生615-1から
栃木県塩谷郡塩谷町玉生571-4まで
0. 235キロ

事案番号 14C4-11

栃木県塩谷郡塩谷町玉生571-4から
栃木県塩谷郡塩谷町船生6082-131まで
8. 2キロ

事案番号 14C4-12

栃木県塩谷郡塩谷町船生6082-131から
栃木県塩谷郡塩谷町船生7313まで
2. 3キロ

事案番号 14C4-13

栃木県塩谷郡塩谷町船生7313から
栃木県日光市高德435まで
1. 1キロ

事案番号 14C4-14

栃木県日光市高德435から
栃木県日光市高德435-2まで
0. 3キロ

事案番号 14C4-15

栃木県矢板市本町921から
栃木県矢板市本町986-1まで
2. 1キロ

事案番号 14C4-16

栃木県矢板市本町986-1から
栃木県塩谷郡塩谷町田所2375-1まで
4. 2キロ

事案番号 14C4-17

栃木県塩谷郡塩谷町田所2375-1から
栃木県塩谷郡塩谷町大宮707-4まで
2. 7キロ

	事案番号 14C4-18 栃木県塩谷郡塩谷町大宮707-4から 栃木県塩谷郡塩谷町大宮2572-2まで 1.38キロ
廃止の予定日	平成26年11月20日
廃止を必要とする理由	経営が困難なため。

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第38条第3項で準用する同法第15条の2第2項の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の①～④の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課又は栃木運輸支局輸送担当まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

- ① 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事案の件名及び事案番号
- ③ 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- ④ 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

（参 考）

一般乗合旅客自動車運送事業の廃止については、道路運送法第38条第2項の規定により、実施予定日の6ヵ月前までに届け出ることで実施可能となっています。この意見の聴取は、本事案に係る廃止を行った場合における旅客利便の確保についての意見を聴取し、同条第3項で準用する同法第15条の2第3項及び第4項に基づく廃止の実施日の繰り上げが可能かどうかを判断するために行うものです。

意見聴取において届出を行った事業者が繰り上げを希望し、かつ、他の利害関係人から特段の意見のなかった場合などにおいて、旅客の利便を阻害しないと認められるときには、繰り上げを行うことがあります。

公 示

道路運送車両法第103条及び行政手続法第13条の規定に基づき、下記により聴聞を実施する。

記

1. 件 名
道路運送車両法第94条の4第4項及び同法第94条の8第1項の規定に
る処分について
2. 事業者の氏名又は名称及び住所
三和自動車工業株式会社
代表取締役 竹松 敏克
茨城県石岡市下林2425
3. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号
三和自動車工業株式会社
茨城県石岡市下林2425
認証番号 第5-1227号
指定番号 東指第5-400号
4. 期 日
平成26年6月11日（水） 14時00分
5. 場 所
関東運輸局 共用第4会議室
神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地
横浜第2合同庁舎 1階
6. 理 由
道路運送車両法第94条の5第1項、同法第94条の6第1項及び同法
第94条の5第4項の規定違反

平成26年5月21日

関東運輸局長
又 野 己 知